

職員の懲戒処分について

令和4年7月8日
郡山市総務部人事課
課長 宗方 成利
TEL：924-2048

本日付で、2件の懲戒処分を実施しました。

1 古着店で窃盗し、盗品を転売した職員の処分

被処分者	こども部保育課市立保育所 保育士（会計年度任用職員） 20代男性		
処分内容	停職6か月	処分年月日	令和4年7月8日
事件概要	被処分者は、本年4月1日に採用した会計年度任用職員であるが、採用後の4月10日（日）、市内の古着店において、ズボン1本（14,800円相当）を窃取し、さらに同日中、当該ズボンを市内のリサイクル店へ10,000円で転売した。その後、当該ズボンが、リサイクル店のオンラインショップにて販売されていることが発見され、被処分者による犯行が判明した。 このような行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為である。 また、本件処分に当たっては、市による聴き取り調査に対し、当初、被処分者が「（犯行は採用前の）3月中に行った。」と事実と異なる説明を繰り返していたことも考慮した。 なお、被処分者は退職願を提出しており、本件処分と同日付で依願退職した。		

2 交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	減給10分の1 1か月	処分年月日	令和4年7月8日
事件概要	40代の男性職員は、令和3年11月21日（日）午後6時頃、私用のため、市内富久山町福原地内の県道を普通乗用自動車にて走行中、信号機がある交差点において、信号表示に従い右折進行するに当たり、対向車両の動静に気を取られ、同横断歩道により道路を横断する歩行者の有無及びその安全確認が不十分のまま、時速約15kmで右折進行し、信号表示に従って同横断歩道を横断していた歩行者に衝突して、転倒させ、相手方に打撲等全治約62日間を要する怪我を負わせた。		